

重要

平成 20 年 4 月 18 日

各位

日本商工会議所

タイを仕向国とする特定原産地証明書の輸送手段の記載について

タイを仕向国とする特定原産地証明書における記載事項のうち輸送手段（Field3 : Means of transport and route）について、出航日の記載が B/L 記載の船積み日と異なることによりタイ税関において特定原産地証明書が受理されないとの事案が生じていました。今般、日タイ EPA に基づく原産地規則小委員会が開催され、タイ税関当局から証明書の輸送手段の欄について、タイ税関の輸入通関事務処理上、船積み日をはじめとする輸送手段を必須の記載とするよう要請され、日本政府からは、記載される輸送手段を予定のものとして記載すること、並びに証明書が船積み日までに発給される場合に B/L 上の記載との厳密な一致を要求しない旨要請し、双方で運用の変更を確認しました。

したがって、タイを仕向国とする特定原産地証明書の記載事項について、下記の通り、運用の変更を行うこととしますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容（別添操作画面参照）

輸送手段（Field3 : Transport Details）の記載について、現在の「知りうる限り（as far as known）」との規定を運用において変更し、証明書上輸送手段を必須記載事項とする。船積み日をはじめとする輸送手段の記載については、証明書が船積み時前までに発給される場合には予定での記載を認めるものとする。

なお、輸送手段を予定で記載した場合、輸入者は、輸入申告時に、最終的な輸送手段記載事項の情報が確認できる書類（船荷証券等）をタイ税関に提出するものとする。

2. 船積み日以後に行われる証明書の発給（遡及発給）の場合の注意事項

証明書が遡及発給される場合には、タイ側での輸入申告の際に、引き続き特定原産地証明書の輸送手段の記載事項と B/L の記載内容とが一致していることが求められます。発給申請日（システムでの申請ボタン押下の日付）が船積み日前であっても、証明書の発給日（二次承認日）が船積み日以後になる場合には、遡及発給となりますので、発給申請日と船積み日との間が数日程度の場合には、B/L 記載事項を確認のうえ、発給申請していただきますようお願い申し上げます。

3. 実施日

平成 20 年 4 月 25 日付発給申請分より実施します。

【別添：操作画面】

特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

1) Means of Transport and routeの証明書への記載

Means of Transport and route	◎	出航日(予定日)	年 月 日
		積込地(英文)	
		経由地(英文)	
		仕向地(英文)	
		便名(英文)	

記載する ※上のMeans of Transport and routeの欄を既知のものまで(as far as known)ご記入ください。(出航日(予定日)は必須)

記載しない ※記載しない場合でも出航日(予定日)は必須となります。

全ての欄が必ず記載となります。
(ただし「経由地」は無しなら空欄可)

※必ず「記載する」を
選択願います。

【お問い合わせ】

発給申請予定の日本商工会議所地方事務所までお問い合わせください。